

# 学校いじめ防止基本方針

《県立金沢養護学校》



令和3年8月改訂版

指導・健康グループ生徒支援チーム

# 神奈川県立金沢養護学校いじめ防止基本方針（改定版）

## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

### （本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢）

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童生徒がいじめを行わず、ほかの児童生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

### （いじめの禁止）

教育活動全般を通じて、「いじめは絶対に行ってはならない」ということを児童生徒に周知・徹底します。

### （学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民、他関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

## 2 いじめの防止等に関する内容

### （1）いじめの未然防止のための取組

- ア 校内研修や職員会議を通して、指導上の留意点を共通認識し、教育相談がしやすい環境づくりなど、いじめ防止のための学校体制を確立していきます。
- イ 日ごろから、児童生徒を一人の人間として尊重するとともに、生徒の実態を把握することで、児童生徒と信頼関係を確立していきます。
- ウ 道徳心や規範意識を高める教育活動を通し、命の大切さや多様性を認め合う力をつけるとともに、交流活動や行事等を通し、豊かな人間性を育みます。
- エ 生徒会活動等の生徒が活躍できる環境づくりや教職員が児童生徒へ温かい言葉かけを行うことで、児童生徒が「認められている、満たされている」と感じる経験を積み重ね、自己有用感や自己肯定感、自浄力が育めるよう努めます。
- オ いじめ問題を学校や家庭だけの問題とするのではなく、すべての大人たちの問題として捉え、家庭や地域との共通理解を図ることで、常に開かれた学校づくりに努めます。

### （2）いじめの早期発見のための取組

- ア 見えないところで被害が発生している場合も踏まえ、児童生徒を観察し小さな変化やいじめのサインに気付けるように努めます。また、児童生徒の感じる被害性<sup>\*</sup>に着目し、いじめを見逃さないよう積極的に認知します。

※ いじめられていても、いじめを受けた児童生徒がいじめを訴えない場合やいじめを否定する場合がありますため、注意深く状況を把握すること。

イ 定期的な面談の実施や、児童生徒及び保護者が希望する場合に、面談ができる教育相談体制を整え、いじめの早期発見につながるようにします。

ウ いじめを早期に発見するため、年2回のいじめに関するアンケート実施します。

### (3) いじめに対する取組

ア いじめを発見及び認知した場合または、疑いのある場合には、そのいじめに対し組織的に対応し、的確かつ迅速に対応します。また、保護者の対応においても、誠意を持ち問題解決のために信頼関係と協力体制を確立します。

(ア) いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全確保を行います。

(イ) 「児童生徒支援会議」による情報共有を行い、学校として組織的に対応します。

(ウ) 関係児童生徒や教職員だけではなく、保護者など第三者からの事実確認をするなど多方面から情報収集を行うことで、より正確な事実の把握に努めます。

(エ) 事実確認の結果は、校長などの管理職が責任をもって教育委員会へ連絡するとともに、いじめの関係者間における争いを生じさせないために、関係保護者に事実を伝えるなど必要な措置を講じます。

イ 多方面から収集した情報を一元化し、全教職員で対応方針を検討・決定することで、いじめを再び起こさない学校づくりに取り組みます。なお、犯罪行為として取り扱われるいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処していきます。

(ア) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるよう保護者と連携を図り、必要があると認められる時には、いじめた生徒に対して一定期間別室で学習を行わせる等の措置を講じます。

(イ) いじめを行った児童生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導します。なお、いじめられた児童生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することもあります。

(ウ) はやし立てたり、同調している児童生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。また、見ていた生徒に対しては、自分のこととして捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。

(エ) いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぎます。なお、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること（期間は少なくとも3か月を目安とする）。

② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

#### (4) インターネット上のいじめへの対応

- ア インターネット上のいじめを未然に防ぐために、情報の流通性や発信者の匿名性等の特性を踏まえた情報モラル教育を進めることで、インターネットを通じて行われるいじめを防止する意識を持たせるとともに、児童生徒及び保護者が主体的に考える機会を設けます。
- イ いじめの発見後は被害の拡大を防ぐため、必要に応じて直ちに法務局や地方法務局、警察等の専門的な期間に相談・通報し、適切に援助を求めます。
- ウ 児童生徒が携帯電話・スマートフォン等を適切に使用できるよう、学校や家庭での使用方法について児童生徒・保護者と連携していきます。

#### (5) 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、教職員の孤立やいじめの抱え込み防止、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校の評価に位置付けるよう努めます。

### 3 「児童生徒支援会議」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「児童生徒支援会議」を設置し、学期に1回程度開催します。いじめについて組織的に対応することにより、特定の教職員で問題を抱え込まず、複数の者による状況の判断をします。また、この組織が、児童生徒が安心して学校生活を送れる環境を整え、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにします。いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

#### (1) 「児童生徒支援会議」の構成

- ・管理職、部門学部長、連携・支援グループリーダー、指導・健康グループリーダー、分教室長、生徒支援チームリーダー、生活指導担当、教育相談担当、養護教諭
- ※ 構成員は柔軟に検討し学校長が任命します。内容に応じて、生徒、PTA、地域（学校運営協議会委員、近隣自治会、民生委員等）の参加を可能な限り願います。

#### (2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の記録・報告
- ・いじめに関する実践的な教職員研修等の実施
- ・いじめに関する児童生徒、保護者及び地域に対する情報提供・意識啓発

### 4 重大事態への対処

いじめにより、児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「児童生徒支援緊急対策会議」を設置し、迅速に調査に着手します。

## (1) 「児童生徒支援緊急対策会議」の構成

- ・管理職、各グループリーダー、部門学部長、分教室長、生徒支援チームリーダー、生活指導担当、教育相談担当、当該児童生徒担任、当該学年チーフ、養護教諭、専門職（心理職）※
- ※ 構成員については柔軟に検討し、学校長が任命します。
- ※ 事案内容により、専門職等の依頼可能な第三者の参加を教育委員会と協議します。
- ※ 専門職（心理職）が学校に配置されている場合は構成員として参加します。

## (2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出
- ※ いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適正に対応します。
- ※ 調査結果については、いじめを受けた児童生徒およびその保護者の意向等を踏まえて、特段の支障がなければ公表を行います。